

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和6年11月25日（月）
午後1時27分開会
午後3時32分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員 長	八嶋 浩久
副委員 長	谷村 一成
委 員	瀬川 侑希
”	亀山 彰
”	永森 直人
”	武田 慎一
”	火爪 弘子
”	米原 蕃

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	水落 仁
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	小杉 健
参事・教育企画課長	

板倉由美子

教育企画課課長（高校跡地活用・学校施設担当）

中家 立雄

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

小林 匠

教育参事・教育みらい室小中学校課長

山尾 佳充

教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室課長（県立高校改革推進担当）

嶋谷 克司

教育みらい室課長（児童生徒支援担当）

富川 展行

生涯学習・文化財室長・課長（文化財担当）

辻 ゆかり

生涯学習・文化財室次長・課長（振興担当）

前川 秋人

生涯学習・文化財室課長（家庭成人教育担当）・課長（青少年教育担当）

河原 千里

教職員課長 安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 石田 康久

地域部長 専徒 勝司

刑事部長 橋森 俊広

交通部長 高島 秀之

警備部長 青野 秀夫

警務部参事官・首席監察官

井上 数也

警務部首席参事官・警務課長

渡部 高史

警務部参事・会計課長

中林 隆至

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

広島教育長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（教育費）について
- ・不動産処分に関する件について
- ・富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件について

高木警察本部長

- ・令和6年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

(2) 質疑・応答

八嶋委員長 11月定例会付議予定案件については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

丸田県立高校改革推進課長

- ・令和6年度サンドボックス予算の執行状況について
資料配布のみ

教育企画課

- ・令和6年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和5年度分）について
- ・県立高等学校及び特別支援学校（高等部）の生徒用1人1台タブレット端末の保護者負担への移行について

県立高校改革推進課

- ・「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」（案）の検討状況について

交通部

- ・年末の交通安全県民運動の実施について

(4) 質疑・応答

瀬川委員

- ・令和5年度のいじめと不登校の調査結果について

亀山委員

- ・新規採用教員の確保について

永森委員

- ・高校における不登校や中途退学の状況について

武田委員

- ・昨今の教員の働き方改革について
- ・高校入学時の制服や体操服の採寸等について
- ・県立高校の再編について
- ・私有地等における自動車の運転について

火爪委員

- ・「闇バイト」の現状と対策について
- ・令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿(案)について

- ・ こどもの権利に関する条例（仮称）の検討について
- ・ 県立高校のタブレット端末の保護者負担について

米原委員

- ・ 将来の県立高校の教育内容について

谷村委員

- ・ 横断歩道停止率向上に向けた県警察の取組について

八嶋委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

瀬川委員 本日は2問お願いします。2問とも10月末に発表されました令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果に関して質問させていただきます。

最初はいじめについてです。調査結果によると、令和5年度のいじめの認知件数は、小中高、特別支援学校を合わせて3,100人になります。これは1,000人当たりだと31人なので、35人学級に1件程度のいじめが認知されていることになります。ただし、全国の平均も出ていまして、これは全国の平均の約半分の数字です。同時に暴力行為と不登校も調査がされていますけれども、これはほとんど全国平均と同じで、いじめだけは全国平均の半分の数字になっていることから、積極的に認知しようという動きがあるから恐らく増えてきているのでしょうけれども、実態としてはまだまだ隠れたものがあるのではないかと、この数字は今後増えていくのではないかと考えております。

この数年で多く認知されるようになったのは、前に進んでいるものと考えておりますけれども、大事なのは、件数が増えましたという報告だけではなくて、このうちどれだけが解決、解消につながったのかだと思っております。令和5年度は3,100件のいじめがあるとの報告でしたけれど

も、このうち何件が既に解消されているのか、富川教育みらい室課長に伺います。

富川教育みらい室課長 文部科学省ではいじめ解消の定義を、少なくとも被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること、——相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とすること、——また、いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があると定めています。

このことを踏まえて県教育委員会では、公立の小中学校や県立学校においていじめの問題が解消されたかどうか、翌年9月に追跡調査を行っています。令和5年度に認知したいじめについては、9割超が解消したとの報告を受けています。解消していないものについては、各学校において当該児童生徒の状況の把握に努め、家庭や関係機関と連携しながら解消に向けて丁寧に取り組んでいるところです。

県教育委員会としては、今後もいじめ認知見逃しゼロを目指し、学校においていじめの疑いがあるものも含めて積極的に認知するとともに、認知したいじめについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、組織的かつ迅速に対応し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決にしっかりと取り組んでまいります。

瀬川委員 9割超が解消ということは、まだ300件弱解消していないいじめがあるのです。現場の負担は大変大きなものがあると思いますが、関係機関と連携して、早期に、そして1件でも多く解消につなげていただきたいと思います。

続いて、不登校児童生徒に関して質問します。この後に永森委員も関連した質問をされますので、私はフリースク

ールとのつながりに絞ってお聞きしたいなと思っております。

不登校児童生徒数は、年間30日以上不登校という理由で欠席した人数ですけれども、いじめの件数よりも多く、令和5年度は小中高で3,255人という結果が出ております。これも様々な理由があるかと思いますが、この3,255人のうちどれだけの方がフリースクール等に通っている認識なのかをお聞きしたいなと思っております。

同時に、フリースクールに通う生徒に県が支援する制度が今年度から始まっています。フリースクールに通っている児童生徒の数と、新しく始まった支援制度を利用している数を、富川教育みらい室課長にお聞きします。

富川教育みらい室課長 国の調査によると、県内の国公立小中義務教育学校、高等学校で、令和5年度に学校を30日以上欠席した児童生徒は3,255人でした。このうち、県教育委員会が公立の小中義務教育学校に確認したところ、各学校で把握している令和5年度にフリースクール等民間施設に通所した児童生徒は144名でした。

また、今年度から開始したフリースクール等通所児童生徒支援事業は、県内の小中学生を持つ補助要件を満たした家庭に対し、学期ごとにその利用料を補助するもので、1学期は児童生徒108名に補助金を交付したところです。2学期以降も、新たな保護者等からの問い合わせがあります。今後も本事業や今年度新たに作成した不登校児童生徒の手引きについて、広く周知してまいりたいと考えております。

引き続き県教育委員会では、学校や市町、民間団体等の代表者による不登校児童生徒支援協議会において、不登校児童生徒への個に応じた適切な支援や多様な学びの場について検討するなど関係機関と連携、協力してまいります。

瀬川委員 2つ課題があると思いました。

富山県において辞退者の状況はどうだったのか、また新規採用教員の確保に向けてどのように工夫しておられるか、安川教職員課長にお伺いしたいと思います。

安川教職員課長 本県の教員採用選考検査における辞退者の割合ですが、先週末11月22日時点で13.4%となっております。辞退の理由としては、他県出身者による「他県での教員採用の内定」が多い状況です。辞退により名簿登載者に不足が生じた場合には、補欠者の追加合格により確保しているところです。

教員の確保につきましては、昨年度から小学校教諭の1次採用検査を大学3年生から受検できることとしましたが、今年度の採用検査からは中高を含む全種目に拡大したほか、教員免許を持たない修士学位取得者でも志願できるよう大学推薦枠の拡大などを行いました。

また、広報活動としまして、教員採用を案内するホームページのリニューアルや、教員の魅力紹介PR動画を制作しインターネットや大学訪問、民間の転職フェアにおける説明会などで配信、それから教員養成講座をテレビCMで案内するなど、情報発信に取り組んでいるところです。

今後とも学校現場における業務改善や教職の魅力発信、採用検査の見直しなどの取組を総合的に進め、教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

亀山委員 私にしてみれば13.4%はかなり多いかなという気がします。

私がPTAをやっていた頃ですが、親御さんの「あの先生は二種免許しか持たん」とか「どこどこの大学を出ているんだってね」というような噂をよく聞きました。そこで、また話は別になりますけれども、家庭科を例に挙げて教員免許状以外の教科を受け持っている、某新聞に載っていました。私が調べたところ、県内では教員免許以外の担当

は1年限りという表現が使われているのですよ。では、1年は認めていても次の年はどうするのか、もしも答弁できればお願いいたします。

安川教職員課長 年度により、教科により、担当する教員を確保できないため、免許外の担当をすることもあります。それにつきましては、毎年度配置を見まして必要性などを勘案して免外を出している状況です。

亀山委員 あと、補欠合格者の中から順次繰り上げていく、それはそれでやり方としていい案かもしれないですけども、表現は正しくないですが、要するに枠内をクリアできなかった人材ですよ。

むしろ、一般の会社の採用試験が終わった頃または公務員試験終了直後などに、高校入試と同様に2次募集をされてはどうか、この案はどうでしょうか。

安川教職員課長 本県では採用辞退による欠員が常態化していませんので、現時点では2次募集を実施する状況にはないと考えておりますけれども、採用検査につきましては他県における実施状況も参考にしながら内容の見直しも含めて引き続き研究してまいりたいと考えております。

亀山委員 今の質問だとそういう答弁しかできないだろうなとは思いますが、優秀な教員を募集するとは一体全体どういうことなのかをお考えの上、採用に結びつけていただきたいなと思います。

永森委員 私からも、令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を受けて質問させていただきます。高校における不登校や中途退学の状況についてです。

はじめに結果の受け止めということで。高校だけではないですが特に高校の不登校に関して見ますと、富山県の増加の伸び率が全国平均に増して非常に高い、その要因をど

のように見ておられるのか、富川課長にお尋ねいたします。

富川教育みらい室課長 令和5年度において県内の国公立高校における1,000人当たりの不登校の人数は25.1人であり、対前年度30.7%増、中途退学率は1.2%で対前年度33.3%増となり、委員御指摘のとおりいずれも全国より高い伸び率となっています。

不登校生徒の増加については、全国と同様にコロナ禍の影響による登校意欲の低下傾向の継続などが背景にあると分析しています。

また、全国に増して高い伸び率となっている要因の分析は難しいところがありますが、例えば国の令和5年度の調査結果で不登校生徒について把握した事実を全国と比較したところ、全国では「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」の割合が多く、本県では「生活リズムの不調に関する相談があった。」や「不安・抑うつ等の相談があった。」が多い傾向にあります。こうしたことが要因分析に当たって手がかりになるのではないかと、引き続き検証してまいりたいと考えております。

中途退学者については、令和5年度と令和4年度を比較すると増加しておりますが、コロナ禍前の令和元年度との比較では減少しています。中途退学の事由は個々の事情によることから、年度によりある程度の数の変動はあり得るものと分析しています。また、中途退学の事由としては、学校生活・学業不適應、進路変更が多くなっています。

永森委員 今ほど要因のほうはいろいろとお答えいただきましたけれども、もちろん個々に様々な理由がある、一概には言えないのはそのとおりにかなと思っております。

中途退学等とどう結びつくのかは分からないですけれども、学校に行けなくなったりする中で例えば単位が足りなくて進級できないような生徒さんも出てきているのではな

いかと思います。そうした生徒の状況はどのように推移しているのか、土肥課長にお尋ねします。

土肥県立高校課長 県立高校における原級留置の生徒数につきましては、昨年度は46名、令和4年度は52名、令和3年度は40名、令和2年度は44名、令和元年度は37名でした。

原級留置の理由につきましては、個々の状況により様々でありますことからこちらで把握はしておりません。

なお、原級留置となる生徒への指導につきましては、欠席が長引くなど進級や卒業に影響があると考えられる時点から、担任等の教員が個別の面談を通して生徒の状況を把握し学校全体できめ細かな指導を行っているところです。

原級留置の可能性が出てきた場合には、保護者会なども適宜行い、今後のことを具体的な指導方法を交えてともに考え合意を得た上で個別に補充授業を実施したり、課題を出したりと進級に向けて支援を行っているところです。

永森委員 原級留置と言われる進級できない生徒について、過去5年の傾向ということで今お話しいただいたと思います。どこまでさかのぼるかは別にして、傾向として増えていると言えるのでしょうか。

土肥県立高校課長 今ほどお答えしたとおり年度によってかなりばらつきがありまして、長いスパンで見てもあまり大変わりはしていないところです。

永森委員 先ほどやる気が出ないとか不登校の要因をお話しいただきましたけれども、そうしたいろいろな理由の中で進級できない、もしかしたら退学に結びついている子供たちもいるのかもしれないなと思っております。

今まさに高校再編の議論がされておりまして、教育委員会の皆様方には子供たちの選択肢を増やしてあげたいと、いろいろな議論を頂戴しているのだと思います。

学校に入るときにいろいろな選択肢があることも重要だ

と思いますが、こういう時代ですので、入ってみてもっと違うことを学びたいとか、自分は学校の空気・文化と合わないとかということは考えられると思います。

入学だけではなくて転学する場合にもいろいろな選択肢があることが望ましいのではないかと私は考えています。まして、これから学校が定員割れしていくと考えられます。そうした際に、県立高校の間であっても別の学校に柔軟に移動して学べる仕組みがあってもいいのではないのかと考えますけれども、もちろん課題もあると思います。どのような課題があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

土肥県立高校課長 県内の県立高校におきましては、転入学の制度について全日制高校からほかの全日制高校へ転学できる仕組みはありません。

この考え方では、転入学した者と当初の入学者選抜で不合格になった者との公平性に疑義が生じることや、第2志望の高校に取りあえず入学しておき、その後第1志望の高校へ転学することが想定されることなどを理由としております。

なお、全日制高校から定時制高校や通信制高校への転入学は可能としているところです。これは、定時制高校には少人数授業によるきめ細かい指導や、自分の興味や進路希望に応じて時間割を自分で決めるなど生徒が自分のペースで学べるといったメリットがあり、生徒の居場所としても機能する役割があることから、県立高校で生徒の学びを保障する意味合いがあります。

永森委員 入試を受けられた方との公平性はあるだろうなと思います。一方で今エンパワーメントみたいな新しいタイプの学校をいろいろ考えてつくっていくことがあるのかなと思っています。これから子供たちがどんどん減っていく中であって、定員割れの状況が拡大していくことも考えら

れます。つまり、全員が一律で入試を受けて学校に入る入試制度の在り方そのものも変わっていくと予測されます。

これまでのように子供たちを入試制度である種ふるいにかける仕組みから、入試をする際の適性みたいなものの測り方は当然変わってくる前提で考えると、全日制から定時制だけではなくて、全日制同士で転入学があってもいいのではないか。令和20年度と随分先まで見据えて議論をされていると承知しています。そういうところを見通しながら、入学のときだけでなく、幅広い視点で学び直したり自分の道を選び直したりといった、子供たちの学びの選択肢についての仕組みは柔軟であっていただきたいなと申し上げて質問を終わります。

武田委員 昨今の教員の働き方改革について、これまでもいろいろな委員がただしてこられ、また当局もいろいろな取組をされて教員の充実、実感というのを感じてこられたのではないかなと思っております。

県立高校では、周年事業が今年もたくさんありました。私もその周年事業の実行委員会の中に入れていただいていたのですが、同窓会の中にも賛助会や教育振興会などたくさんくくりがあって、それぞれに寄附金を頂いたり、事業内容を考えたりということがあったのです。その中で、教員の関わりは大変ありがたかったのですけれども、教員はそういったことに結構時間を取られているのではないかなと感じていたのであります。

昨今、外部人材を入れたり、学校現場では有効であるとICTが活用されたり、働き方改革についていろいろな取組をされておりますが、教員の実感に本当につながっているのかどうかを安川教職員課長にお伺いいたします。

安川教職員課長 県教育委員会では、これまで学校現場や市町村教育委員会の御意見もお聞きしながらスクール・サポ

ート・スタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に努め、校務のICT化にも積極的に取り組んでおり、教員本来の業務である児童生徒に向き合う時間の確保と時間外在校等時間の削減につなげているところです。

例えば、令和5年度の実績をコロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと、小学校では24.3%の減、中学校では28.3%の減となっているところです。

さらに改革を進めますため、今年度は外部人材の活用として、新たに教頭の負担軽減を図るための教頭マネジメント支援員を市町村に配置いたしました。学校現場からは、教頭の業務を軽減することにより、教職員が教頭に相談する時間や教頭が教職員へ適切な助言指導をする時間が確保できたことから教職員の個々の業務の改善のほか、学校全体の校務の円滑な運営にも寄与しているなどの声を聞いております。

また、校務のICT化につきましては、県立学校と県教委事務局間での各種申請や承認手続を紙ではなく電子ファイルでの提出に変更することや、とやま学校多忙化解消推進委員会の若手教員によるワーキンググループから提案がありました県立高校へのデジタル採点ソフトの試験導入にも取り組んでいるところです。

今後とも学校現場や若手のワーキンググループ、それから市町村教育委員会などの御意見をお聞きしながら、多忙感のある業務を改善し生徒と関わる時間を増やすことで、やりがいを感じられる現場目線での働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

武田委員 楽になったと言うのは失礼ですけれども、教員の皆さんが楽になったと実感されているという認識でよろしいですね。

安川教職員課長 今ほど申しましたように現場からはそうい

った声も聞いているところです。

武田委員 次に、高校入学時の制服や体操服の採寸等についてお伺いいたします。

外部にお願いすると、学校の中で採寸等をやらないと近頃耳に入ってまいりました。

例えば富山市内の学校であると県民会館をお借りしたことによって場所の利用代や駐車場代がかかったり、先生がついておられないのでスムーズな採寸ができなかったりというようなことも聞いています。実施されている学校はどのような経緯でこうなったのか。このまま学校で続けていただければ、いろいろなこと、方々にとってメリットがあるのではないかなと私は思っております。このことを富川教育みらい室課長にお伺いいたします。

富川教育みらい室課長 昨年3月、県立高校において制服や体操服の採寸を学校内で行った高校は27校、学校外で行った高校は12校でした。

令和7年度入学生より学校内から学校外に変更予定の高校は1校、検討中としている高校が4校あります。変更予定の高校では、採寸のための待ち時間が長く終了時間が遅くなることから見直しを要望する意見が多く保護者からあったと聞いております。

学校内で行ってきた理由としては、制服が既製品でない場合に採寸から作成まで時間がかかるため入学者説明会時に併せて行っていること、生徒や保護者からのスカートの丈の長さなどの質問があった場合に教員がすぐに対応できることなどがあります。

一方、学校外で行うメリットとして、生徒や保護者は業者の店舗などに時間を予約して都合のよい時間に行くことができることが挙げられます。

また教職員は入学者説明会の運営に併せて採寸会場の準

備や後片づけ、生徒や保護者の誘導などを行っており、これは平成31年の中教審答申の学校・教師が担う業務に係る3分類のうち、基本的には学校以外が担う業務に該当すると考えられることから、外部で行うことができれば働き方改革につながると考えられます。

こうしたことを踏まえ、各学校においては、生徒や保護者、業者からの意見等も聞き、社会の変化や学校の状況も考慮しながら実施方法の見直しも含めて採寸の在り方について丁寧に検討していく必要があると考えております。

武田委員 丁寧に検討をしなければいけないのかなと今思いましたけれども、これまでの歴史からしますと、学校でやったほうが先生もいらっしゃって、お答えいただいたようにスカート丈とかいったことに即座に対応できると思っております。実際いろいろな方々に聞かれてメリットがどうなのかですけれども、私がお聞きしている中においては、これまでどおり学校でやったほうがよいと言われております。学校それぞれかもしれませんが、その答えに応じて、この学校は中でやりましょうとか、この学校は外もいいですよというのを、しっかりとやっていただきたい。これは教員の働き方改革ではなくて、生徒間や親子間、家族間の連携につながると私は思っております。できればそのまま学校の中でやっていただければとお願いを申し上げましてこの質問は終わらせていただきます。

次に、県立高校の再編であります。目指す姿、配置の姿を今後の総合教育会議で決めていくということでした。20日に第4回の総合教育会議があったのですが、後ほど火爪委員からも細かく質問されると思いますので、私はざっくりと質問させていただければと思っております。

いきなり新聞紙面の1面にぼんと出て、私はびっくりしました。私ども自民党でつくっております教育PTでは、

令和20年度までに大体10校程度の減が予想されると提言しておりましたがけれども、約14校と私たちの予想を大幅に超えるような数が出てきたものですから、私は戸惑ったのであります。

大規模校、中規模校、小規模校のようなことも書かれていたとのことですが、学校規模ではなくてやはり内容をしっかり充実してほしいとお願いをします。

今までは短期なのか分かりませんが、5年間計画で大体何校と、そして何年かたって、また5年間ぐらいでやっていきますよというようなことでありましたけれども、今回一気に令和20年度までと示された理由というか手法というか、このことについて丸田課長にお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」（案）につきましては、本日の報告資料にありますので、もしよろしければそちらのほうも御覧いただきながら。今回、県立高校の在り方の検討では、将来の県立高校においてどのような教育を提供するかをまず考え、そのために必要な学校をどう配置するかを明らかにした上で議論を進めていくこととしておりまして、これまでお聞きしました数多くの御意見も踏まえまして、現在1歳の子供が高校に入学をされる令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿の案をお示しさせていただいたものです。

資料にもありますけれども、具体的には「時代に適応し、未来を拓く人材の育成」といったものなどを基本目標としまして、その基本目標の達成に必要と考えられる教育の内容について、普通系学科はスタンダード、S T E A M、グローバル、未来創造、地域共創、エンパワーメントの6つ、それと総合学科、職業系専門学科の全部で8つに整理をいたしまして、それぞれの特色をお示ししたものです。また、これらの学科と大、中、小規模の学校の組合せを例示しま

して、パターンごとに令和20年度における配置数の目安をお示ししており、先日の総合教育会議ではこうした方向性について議論され了承されたところです。

今回は令和20年度を見据えた検討を行うという進め方でしたので、このようなもので御議論を頂いたということです。

武田委員 令和20年度までという長期的計画ビジョンがいきなり示されたので、少し乱暴ではないかなと私は感じたのです。その間に、例えば県外募集ですと、もっともっと魅力をつくっていくのであれば、県外から応募がもっともつとくる。そうやって島根県はどんどん年次ごとに生徒が増えていったのです。そうしたことも感じながら、やはり慎重にやってほしいなと思っております。

また、資料のどんな「学科構成」という項目で、データサイエンスとかスポーツや芸術文化としっかりと記していただいておりますが、私どもの提案の中にアニメ、漫画というような言葉もありましたので、そうしたことも書き込んでいただければ、高校生に関心を持ってもらったり、教育委員会が前に進んでいるのだなと思ってもらえたりするのではないかなと思っております。

今、長期スケジュールを示していただいた、何でこうやられたかは説明を頂きました。これまでの再編ですと1年後ぐらいに大体の対象校が発表される感じがしますが、これだけ長期ですと対象校の発表の仕方というのはどうなっていくのか、どの学校にバカロレアや今言いましたようなアニメ、漫画学科を導入していくのか、そのスケジュールはどうなっていくのか教えてください。

丸田県立高校改革推進課長 これまで御提言頂いておりました漫画やアニメなども、高校の魅力化と特色化を図るといふ点で重要であると受け止めをしたところです。そうした

御提言を頂いたことから、例えば未来創造タイプの中には、芸術文化やスポーツといった特色ある専門科目を学ぶようなこともお示しさせていただきました。

御質問の今後の進め方ですけれども、今後はこの令和20年度から遡った5年前や10年前の配置の姿を描いていくこととしています。どういう高校がという具体の部分につきましては、これまでの高校再編の例では、再編統合により募集停止となる高校がある場合は、その高校を志願する中学生に対し高校3年次になったときに1年生が入学してこないことをあらかじめ伝えておく必要があると考えまして、再編統合する年度の3年前の年度中に再編統合の内容を発表してきています。今後もうこうした考え方を踏まえながら進めていくことになろうかと考えております。

武田委員 第1弾の再編対象校の発表は、私が考えるように約1年後でよろしいのでしょうか。

丸田県立高校改革推進課長 今後の具体的な進め方は、令和20年度から遡った配置の姿の案の議論とともに、総合教育会議で御議論させていただくことになろうかと思っておりますので、そうした議論を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

武田委員 まだ分からないということですね。

最後に、警察にお願いいたします。

先日11月16日でしたか、埼玉県の埼玉栄高校において、生徒がグラウンドで自動車を運転し同乗していた生徒が死亡する事故が発生したという事件が大きく出ました。

私はこれまでスポーツ、特にグラウンドで行われるスポーツに関わってきており、ナンバーのついていない廃車になったようなトラックやバギータイプのものでグラウンドを整備しています。確かにナンバーはついていないのでありまして、そこら辺がどうなのか。私有地ですから、いい

のかなという認識でずっとおりましたが、また大変なことがあると誰が責任を取るのだと責任問題になりますので、そこら辺を今日しっかり教えていただければと思っております。

例えば、ゴルフ場へ行ってもナンバーがないカートがありますよね。今は小さい子供からゴルフをやる時代になりましたので、そういったものを子供たち、高校生や免許を持っていない人たちが運転をしてもいいのかどうなのかも非常に分かりにくい話なので、ここでしっかりと説明をしていただきたい。いろいろなことに今後関わってきますので、高島交通部長に教えていただきたいと思っております。

高島交通部長 委員からお話のあった案件につきましては、現在埼玉県内において埼玉県警が捜査をしているだろうと思っております。私が今からお話しするのはあくまで一般論です。

一般論として、いわゆる私有地であっても一般の交通の用に供するその他の場所として道路と見なされる場合には、無免許で自動車を運転することで、無免許運転として道路交通法が適用されることとなります。なお、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路で一般交通の用に供するその他の場所の判断基準は、道路としての体裁の有無、人や車両の通行に継続性、反復性があるかどうか、あるいは不特定多数の人や車両の通行が許されているかについて、また、法第2条第1項第9号に規定する自動車とは原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車でありまして、いずれも個別具体的に判断していくこととなります。

また、自動車を運転して事故を起こし人を死傷させた場合には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が適用されることとなります。

武田委員 説明が分かりにくかったのですけれども、例えば、どこの学校のグラウンドだったらオーケーであるとか、免許を持っていれば、ナンバーがなくて車検がない廃車同然の車だったら、道路性がないようだったらいいよとか、そういうような説明の仕方をしていただけないでしょうか。

高島交通部長 今ほど申し上げたとおり、その場所あるいはその車は一体どういったものなのかをそれぞれに判断しなければいけない。私有地であっても道路として見なされる場合もあるでしょうし、またその車についても、それは本当に車と言えるのかどうなのか。いわゆる車というと、やはり車検に通っているとか、ナンバープレートがあるとか、保険に入っているとか、いろいろ法令によって決まっているのでありまして、車に値するのかどうなのかも個別具体的に判断しなければいけないと思います。

いずれにしましても、車で人をはねるといった行為については法の処罰があるということです。

武田委員 私が言っているのは、未然に防ぐということなので、埼玉栄高校のようにならないために今後どうするのかなのです。届出制でやっていくのか、面倒くさいこと言うなよという話になるのか、その点について部長はどのようにお考えですか。

高島交通部長 あくまでも法的な話ではなくて、私の一個人の話でありますけれども、まず車をしっかり管理することだろうと思います。その管理とはどういうことなのか、例えば車に勝手に乗ることができる状態になっていいのか、あるいは車にいわゆるナンバープレートがないということは整備点検がなされていないのではないかなと思ったりもします。

そうした車に対して、例えば火事になった場合は誰が責任を取るのかという話にも当然なるわけですし、一体誰が

管理をしているのかが、やはり一番重要な話になってくるのかなと思います。管理者において車の運用がしっかりとされるかどうかではないかなと思っております。

武田委員 今の段階ではまだ厳格化もされないということではよろしいのでしょうか。

高島交通部長 ただ、事案があれば個別具体的に法と証拠に基づいて判断していくのは間違いないです。

火爪委員 警察本部に先に質問させていただきます。1問、闇バイト対策について伺っておきたいと思います。

都会の話だと思っていた闇バイトに関する被害と加害者が県内にも及んだことに衝撃を受けております。7月12日に80代の女性の被害、7月16日に詐欺未遂で41歳の男性が逮捕、これだけではないと思います。

全国的には40人以上の人が闇バイトに応じたけれども警察に保護を求めて出頭していると報道をされています。県内ではどうなっているのでしょうか。

私は、全国的に中学生や高校生が逮捕されるような状況が広がっていることに大変衝撃を受けておりまして、富山県の若者たちが犯罪に手を染めていくことを何としても防がなければならないという気持ちでいっぱいでありまして。調査、取締りとともに県民への啓発、被害の未然防止など全力で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、県内での被害に関する現状認識と今後の対策について伺っておきたいと思います。

石田生活安全部長 SNSやインターネット掲示板を利用して犯罪実行者を募集するいわゆる闇バイトによる強盗などの事件は、本年8月以降首都圏を中心にして多発しており、大きな社会問題となっているところです。

県内ではいまだこうした強盗事件の発生は見ませんけれども、今年に入り特殊詐欺事件でキャッシュカードなどを

だまし取るいわゆる受け子役を検挙した事例におきましては、委員のお話のとおり、被疑者が闇バイトに応募して犯行に加担したものを複数確認しております。

県警察におきましては、闇バイトの対策として、まずは勧誘を行うリクルーターや指示役など、上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底するとともに、サイバーパトロールにより闇バイト募集の投稿者への個別警告、そして応募者への注意喚起を行っております。

また、闇バイトに関する動画を作成しまして県警公式ユーチューブチャンネルで配信したり、闇バイトに応募しないよう報道機関や県警公式SNSを通じて呼びかけたりしているほか、若い世代が重大性を認識することなくアルバイト感覚で犯罪に加担することがないように、中学校、高校と連携したSNS危険防止研修会、また大学における防犯講習会、啓発発動を行いまして闇バイトの危険性について注意を呼びかけるなど、様々な媒体や機会を活用して広報啓発を行っております。

さらに、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者に対し、警察への相談、通報を呼びかけまして、相談などがあった場合には保護するなど一旦応募しても犯罪の実行に至らないようにする取組も行っており、総合的な闇バイト対策を強化しているところです。

火爪委員 教育委員会とも連携をしながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に県立高校の再編方針、特に、武田委員からも質問がありました20日の総合教育会議で示された「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」（案）について、教育長に3問質問しておきたいと思います。

まず、この目指す県立高校の姿（案）ですけれども、規

模で言えば、1学年400人から480人の大規模校を2から3校配置することになっております。現在の県立高校で一番大きい学校は8クラスですので、仮に40人学級としても300人から320人。それをあえて400人から480人の超マンモス校、大規模校を設置するとされたのはなぜでしょうか。

子供が多かったときの学校運営と今は全く違いまして、怖い先生が右向け右と言えばみんな右向く時代ではありません。一人一人への目配り、一人一人の個性を大事にした学校運営というのは非常に大事で大変なことだと思っております。それなのになぜ10クラスから12クラスなのかと。

それから新築も含めてとありますけれども、これだけ大規模校を造ることになれば校舎の建設費もばかにならない。施設整備予算も考えなければならない。

先ほど武田委員から10減とのイメージもありましたけれども、何よりも身近な地域にできるだけ高校を残す。子供たちの多くは通学に便利な身近な県立高校に通って、遠くてもいいから特色ある学科などを希望する生徒については遠距離の通学もありと、私どもはそういう多様性はあるのではないかと考え要望もしてまいりました。これだけのマンモス校を2つも3つもつくと、その分身近な地域の高校を減らすことに直結します。

そこで、超マンモス校を設置することをどうして想定されたのか教育長に伺っておきたいと思っております。

広島教育長 4月の県立高校教育振興検討会議の提言では、学校規模について、中から大規模校は集団の中で多様な考えに触れる機会が多く様々な種類の科目や部活動等を設置できるとされ、また小規模校は生徒一人一人に目が届きやすくきめ細かい指導が行いやすいとされております。

先ほど武田委員からの質問もあって、これまでの説明ができていなかったかなと反省しておりました、これまでの

流れを御説明させていただければと思います。

私が参りました4月以降の経緯ですが、この問題は、人口が減ることへの対応ではなくて、減ってしまった後への対応という面を含んでいると思っております。

今8,600人いる中学卒業生が15年後には6,000人を切るという事実を踏まえて、県立高校はこれまで2回再編してきました。議会の質疑もいろいろあって、こういう表現が正しいのかどうか分かりませんが、県教委はどんな教育を提供するかも示さずに単なる数合わせをしているのではという指摘があったことは事実であろうと思います。

6月議会を経ていろいろな御意見を頂きながらワークショップや意見交換会を行ってきました。8月の総合教育会議では高校再編の進め方について、今お生まれになられたお子さんが高校生になる15年後をめどに、そのときに提供する学校教育の形——どんな教育を、どんな規模で、どんなエリアでというようなこと——を考えてはどうか、それをバックキャストで5年前、10年前はどういう形で議論するか考えていくと示させていただきました。9月の議会でもいろいろ御意見頂きながら、委員からはもっと早くやれと厳しい御意見も頂きながらも、私どもとしても順を追ってしっかり検討していきたいという思いで進めてまいりました。

これまでのいろいろな数多くの御意見を踏まえて、先般の総合教育会議では、「令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿」（案）について、先ほど申しましたエリアまではまだ示せなかったのですが、まずはどんな教育内容とその組合せ、規模でという形のものを示させていただいた、お手元にある資料をつくらせていただいたのです。

それで、今御質問いただきましたなぜ大規模校かということです。

ワークショップや意見交換会におきましては、生徒が成長過程で人間関係を築く力を身につけるためには、様々な人と数多く交わり多様な考え方に触れることができる学校規模が必要であるというような意見、また、部活動や学校運営を考えたときに大規模な学校があればいいというような意見がありました。また総合教育会議でも、大規模校には複数の教科担当がいて先生の質の面からも高い、お互いにレベルアップできるため教育力向上の面でもメリットがあるというような意見も頂いたところです。

今回示しました400人から480人、火爪委員が今言われたのは、現在は8クラスで300人ぐらいのところをなぜそこまで大きくするのかという御指摘であったかと思えます。

私どもの一つの考え方として、15年後もさらにその後もこのままいけば人口減少が続いていくであろう中で、しっかりとした学校を残していかななくてはいけない。その中核となるものの案として400人から480人と示させていただいたところです。

その学校においては多様な学科の開設が可能になる。それに対応できる教員も、本県はしっかりそろっていると思っています。また、様々な部活動もできる、より活力ある高校にできる、そうしたことが目指せるのではないかと案を示させていただいております。また、学校の新築は生徒にとっては魅力のあることなのだと思います。

そうしたことも含めまして、令和20年度以降も見通した学校ができるのではないかと、そして、多様な学科の生徒同士の交流、他者との協働といった社会参画できる力を育てるのではないかと、他県の大規模校の例も見ながら、数字として示させていただいたところです。

火爪委員 ちっとも答えになっていないので。

私たちは今まで、今の富山工業高校だとか高岡工芸高校

だとか7クラス8クラスの学校を大規模校と、5、6クラスを中規模校と、3クラス以下は小規模校だと思いながら議論をしてきました。だから、8クラス以上のマンモス校を想定した議論をしていなかったのですよ。だけれども、突然これだけの規模が出てきて大変驚いているのですね。

大規模、中規模、小規模といったときに、いや400人はないでしょうと、8クラスでしょうと。説明不足だと教育長は言われたけれども、本当に説明不足ですよ。この間、8月以降の将来の想定が議論されていて、本当に説明不足だと思います。

私が指摘をしたのは、10クラスから12クラスだとしたらマンモス校になって、生徒指導も含めて学校運営は大変なのではないかと。さっき不登校、いじめの話がありました。子供が少なくなるのだから、8クラスより増やすことをしなくていいでしょうと言いました。また施設整備予算も多額になるのではないですか。今でさえ教員の配置数はお金がなくて県単予算をびびって充てているような状況で、そういうお金がなくなるでしょうということであり、その分、地域の要望に背を向けて地域の高校を減らすことになるでしょう、こう指摘して答えがなかったのですけれども、どうですか。

広島教育長 この議論については、提供できる教育内容がまずどうあるかだと思います。その上で400人が決まりという話ではなくて、より活力ある学校を考えたときに、そんな規模の学校があれば、もしかしたら本県の一つの魅力になり得るのではないかと考えております。

前提として先ほど答弁の中で申し上げたワークショップや意見交換会では、8クラスがいいのか、10クラスがいいのかという議論は確かになかったと思います。ただ大のイメージの話であったかと思います。誰にとって魅力的なと

いうことは委員とはまたいろいろ御議論しなくてはならないのでしょうけれども、今回改めて県教育委員会として、将来の15年後に県内に2つ3つそういうような魅力的な高校があってはどうかという案をたたき台として示したと御理解いただければありがたいです。

火爪委員 今答弁を頂きましたけれども、大規模校が7、8クラスなのか10から12クラスなのかという議論は、今まで県議会でも全くなかったですよ。どうしてこれだけの大規模校になるのかという点で、どこから出てきた意見ですか。

廣島教育長 私ども事務局内でいろいろ議論しているときにあったのは、大規模校については8クラスがいい、10クラスがいいという議論よりも、将来そういった大きな高校が核としてあるのは、県内の進学を希望する子供にとって一つの魅力になるのではないかという観点です。

それで、事務局で数件視察させていただいており、もっと大きな学校で活発な活動をされている実績も見ております。そうしたことも含めて、この形を現時点での案として提案させていただいたということです。

火爪委員 現時点での一応の提案だということなので、これが見直されることを切に希望したいと思います。

そこで、今回は規模を人数で示されたのですけれども、今までの資料は学級数中心だったのですよね。30人学級にするか、35人学級にするか、40人学級にするかによって、学級数は全く変わってくる。人数をベースにすると、学級数をどう考えているのか確認しておきたいと思います。

これまでの再編議論の中で少人数学級が増えてきました。159学級中48学級が少人数学級になって、もう30.2%になっています。高校でも少人数学級を求めるというのは議会でも議論をしてきて、昨年11月、小中と併せて高校につい

ても国に対して少人数学級を求める意見書を採択しております。子供が少なくなってくる中で、少人数学級の導入は大きな課題だと思っています。

それについてこの中で、どれだけの規模の学級を想定して提案されているのでしょうか。

広島教育長 今年の11月定例県議会での意見書にありますとおり、学校現場でのきめ細かな指導体制の充実等々のために、国の責任において小学校の35人学級の計画的な整備をすることはもとより中学校、高校での35人学級の実現を強く求めたということ、こちらにつきましては、県教委としても都道府県の教育長協議会とか政府への重要要望で要望してきています。

今回の案の中で学級数が示されていないのは、私どもも悩んだところですが。これまで学校規模については学級数に基づいてやってきたところですが。ただ、20年後の1学級の定義がどうなっているか分からないということも踏まえて、今回は募集人員のみを示したと御理解いただければありがたいと思います。

火爪委員 1学年120人以下の小規模校3、4校と、これが衝撃なのですね。現在4学級以下というのは17校あるのです。それを3、4校に絞るとするのは、私はいかがなものかと思います。

通学も含めて生徒はゆとりがなくなります。今も6時に学校を出て夜中の9時に帰ってくるとか、保護者にとっては通学費もばかにならない、雨になれば送迎も必要なときもあるということで、生徒たちが通信制に流れる傾向が出てきていると思うのです。

県内の中学校から優秀な子がN高に行っていると。いろいろ理由は言っていましたけれども、もちろん地元の市町村長さんの御意見も尊重しなければいけないけれども、私

は保護者として、子供の立場に立って気軽に通える身近な県立高校がなくなる、どんどん遠くなる、これでいいのかと思っています。

この4学級以下の高校を、現在の17から4校まで絞ると決めたのはどうしてでしょうか。

広島教育長 繰り返しになりますが、これがたたき台という前提で答弁をさせていただきます。通学の観点から申しますと、高校選択をする際に重視するものということで、令和4年度に実施しました中高生・保護者の皆さんへのアンケートでは、中学校における成績に次いで、通学条件というものが多かったところです。また、学級数が多い学校から少ない学校までバランスよくあることという御意見も多くありました。

こうした結果を踏まえて、先般の提言などが取りまとめられてきているということで、生徒が一定の通学時間内にある高校から多様な選択ができるよう、様々な学科構成や規模の学校をバランスよく配置したいと。今回の目指す姿を考えたときに、県内の鉄軌道も落としながら所要時間等もいろいろ考えていかななくてはならないと思っています。

県議会以下、ワークショップ、意見交換会、総合教育会議で様々な意見を頂いて、そうした様々な意見を踏まえたたたき台です。今後5年後、10年後の配置の姿を描いていく中では、この通学時間を考慮した配置バランスについてもしっかり議論させていただければと思っています。

火爪委員 全く答えになっていない。何で3、4校に絞ったのですかと聞いていて、時間の範囲内で可能なのかどうなのか裏づけも全くなく、説明もなく3、4校と示すから、県民の中に驚きと反対の声がわあっと広がるわけです。教育長は今決定ではないと言われましたので、変更は大いにありなのだという立場で、今後も議論をしていきたいと思

います。

こどもの権利に関する条例（仮称）の素案が提起をされました。2回有識者会議が開催されているのですが、私は大変不満でありまして、条例案にいじめ、不登校、学校教育の問題について記述がほとんどない。前文にいじめとだけ一言書いてありますけれども、教育委員会がこのこどもの権利条例案の議論の中でどんな議論をしたのか、私は大変不思議に感じてこの素案を読みました。

せっかく教育委員会に教育みらい室なるものをつくったので、そこで条例案をしっかりと検討、討議していただきたいと思います。第1回の有識者会議の座席図を見たときに、私は大変ショックを受けました。この条例案の取りまとめが厚生部こども家庭室であることはいいです。しかし、教育委員会が学校や生涯学習の問題をこれだけ担っているのですから、せめてこども支援監の隣に中崎室長ぐらいが座っていてほしかったと、形の上でももっと主体的に関わる体制が必要なのではないかと。教育委員会はそれなりの独立性を持っているのですから、厚生部に簡単に左右されないと思うのです。

まず、ここら辺の私の感想について、中崎室長の答弁を求めておきたいと思います。

中崎教育みらい室長 現在、仮称ではありますが、こどもの権利に関する条例の制定のために有識者会議で示された県としての素案では、第8条に、学校関係者等の責務・役割として、基本理念にのっとり、学校などでの子供の安全の確保及び安心して学び育つことができる環境づくりを行うよう努めること、また15条には、県その他子供の健やかな成長を支える者は、子供の視点に立った分かりやすい情報及び学ぶ機会の提供に努めるとされております。

教育委員会としても、今後の教育政策に生かしていきたく

いと考えております。

火爪委員 例えば前文の中で、学校教育に関わる文章は入っていないのですよ。いじめというフレーズはあるのですけれども、不登校とかそういう表現が入っていないのです。私はいじめ、不登校など学校教育の問題が感じられるような前文にすべきではないかと思えます。

中崎室長が言われたように、学校教育の項目は1つだけ入っているのですけれども、素っ気ないというか。東京都こども基本条例を御存じだと思えるのですけれども、都こども基本条例は議員提案されて採択されたもので、「こどもの学び、成長への支援」という独立の項目を立てていて、第8条に「都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。」とかなり具体的に書き込んであります。

今条文を具体的に検討されていないので、そこら辺は分からないと思うのですが、条例案の中にぜひ教育サイドから学校や生涯教育の記述を充実させていただきたいと思っているのです。

最後の啓蒙というところについても、私は学校の先生たちの人権意識の向上というのはすごく大事だと思います。学校、教育委員会でこどもの権利条約とこどもの権利条例を学ぶ、学校で子供たちにこどもの権利条約と権利条例についてしっかり学んで議論をしてもらう。今度の条例案についても、学校で子供たちに読んでもらって、意見を出してもらって2月議会でまとめるというような段取りを取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

中崎教育みらい室長 条例の制定に向けては、これまでも知

事とのこども意見表明交流会のほか、こども県政モニターや高校生とやま県議会の参加者、児童養護施設や特別支援学校、フリースクールに通う子供など、条例の主体となる子供たちから意見聴取が幅広く行われ、先日の第2回の有識者会議でその聴取結果が示されたところであります。

また今後、子供向けのパブリックコメントも実施する予定ではありますが、各学校の実情に応じ学級活動などの機会を活用し子供たちの意見を聞くことも予定しておると聞いております。

条例制定に関しては、教育委員会においても関係課として教育みらい室、教育企画課の各課長が有識者会議に参加しており、引き続き条例の制定に携わっていきたいと考えております。

火爪委員 ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。いじめ、不登校、校内暴力の増加の問題、学力テストが多過ぎるとか、生徒指導もゼロトレランスがやたら強化されたとか、制服をはじめとした校則が生徒本意でないとか、それから教職員の皆さんの多忙化もあって人権感覚が首をかしげることあるとか、学校が息苦しいと感じている生徒たちが増えていくということをぜひ直視されて、こどもの権利条例に反映していただきたいと思います。

最後、県立高校のタブレット端末の保護者負担の問題について質問します。

先日22日に新日本婦人の会県本部の皆さんが、広島教育長宛てにタブレット端末を引き続き公費負担とするよう求める要望書を提出されております。こもごも実情が語られたのですけれども、県立高校に入学するときは、ただでさえ20万円くらいの費用がかさむのに、さらに7万5,000円の負担はとんでもないという訴えだったと思います。

来年度、新たに保護者負担を導入する県が富山県と香川

県だけというのも意外だったのですけれども、香川県は一律半額をめどに3万6,000円の公費補助を決めていると聞いております。他の県は、卒業生の端末を1年生に回して国に働きかける期間を確保するというところで、新年度は2県だけだと聞きました。

片や一方は半額負担ということで、来年度は富山県だけが保護者全額負担の導入かとびっくりしております。せめて富山県も香川県規模の支援を行うとともに、低所得者への大胆な公費負担、支援も打ち出していただきたいと思えます。見解を伺います。

小林教育企画課課長 現在、県立高校の生徒が利用する端末につきましては、令和3年8月に公費整備したものでして、令和7年10月の端末OSのサポート終了や経年劣化によるバッテリー駆動時間の減少などから更新時期が迫ってきており、令和7年度入学生から保護者負担への移行をお願いしているところです。

これまで、市町村教育委員会、県中学校長会や県立高等学校長など関係者の皆様に端末更新に係る状況を説明し、意見を伺ってきたところです。また、今月上旬からは市町村教育委員会及び各市町村立中学校、義務教育学校や県立特別支援学校を通じまして、中学3年生及び保護者の皆様にも説明を進めているところです。

新年度から保護者負担に移行する香川県が公費支援することについても承知しておりまして、他県で導入しているような購入を支援する仕組みや経済的事情により負担が困難な家庭を対象とした支援策につきましては、保護者負担に移行した他都道府県の状況も踏まえつつ、関係部局とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

火爪委員 来年度の途中から保守体制が切れるので、来年からやらないと駄目なのだというお話がありました。そうで

あるならば、香川県などの事態も見据えて、もっと早く低所得者への補助制度を財政課とも交渉しながら決める必要があったのではないのでしょうか。

このチラシを中学校3年生に今配布しているのですが、これでは何も分からないですよ。まだ決まっていないので早く買わないでください、今後低所得者世帯には支援制度を検討しておりますのでという大変不親切なチラシになっている、入学してから説明しますからという内容ですね。

今お答えを頂きましたように早く導入しなければならないのなら、補助メニューについて早く検討して決めるよう、6月議会で質問し要望していたのです。授業料無償化の対象には全部補助を出すという規模の低所得者支援をしてほしいと本来ならば思うのですけれども、ぜひ早急に、知事と談判をしていただいて、予算案までということにならないで知事の記者会見で相当程度の補助が打ち出せるように働きかけていただきたいと強く要望をし、コメントを求めておきたいと思います。

小林教育企画課課長 繰り返しになりますけれども、経済的事情により負担が困難な家庭を対象とした支援策につきまして、保護者負担に移行した他都道府県の状況も確認して関係部局と協議して検討してまいりたいと思っております。

米原委員 今日は質問を遠慮しようと思っていたのですが、先ほどから皆さんそれぞれのお話を聞きまして、どうしても一言申し上げねばならんと思いましたので、御了承いただきたいと思います。

数日前でしたか、これからの教育、10年、15年後の富山県の教育の在り方について、各社が大きく報道されておりました。

一つの考え方として、人口減少下で将来どういう規模に

していくのか、どういう取組をしていくべきなのかは大きな課題だと思いますので、全てを否定するつもりは決してありません。この委員会でも今日までいろいろなテーマについて、今日も火爪委員からも武田委員からもお話があったし、皆さんそれぞれからいろいろな話がありました。ただ、どうも規模のことだけに話が進んでいるような気がするので、そうではなくて、将来の富山県のためにどんな教育をしていくべきなのか、学科のことがベースに入っていないかならならないのではないかと私は思います。

そのことがはっきりしないから、子供たちが少子化の中で富山県から県外に出ていく。県外で勉強してから、活躍をしてからUターンをする、あるいは県外の人たちが来て移住として入ってくることは、ほかの県ではたくさんある。富山県もそういう人たちを受け入れていこうと、今いろいろと検討していると。

中高一貫教育であるとか、あるいは私どもがあちこち視察に行った国際バカロレアの取組であるとか、富山県に将来こういう楽しみがあるとか、子供たちに夢を持たせることが教育ではないのですか。規模とか場所がどうかこうとかも大事ですから、全く論外とは言いませんが、中身が議論されて皆さんに訴えてもらわないと私は納得できません。

委員構成を見ても、教育団体の方が圧倒的に多いですよ。圧倒的に学者の先生方、県の行政の方、そこに何人か民間の方がいらっしゃいますけれども、皆さん多少は意見をおっしゃるかもしれませんが、どちらかというところと教育委員会のつくったものに沿って事を進めていくということが今まで続いてきたのではないですか。

それは全然とは言いませんが視野が狭いですよ。そんなことを言ったら失礼かもしれんけれども、富山県の子供た

ちが今なぜ育たないのか。育っている方もいますよ、みんな外へ出て行って活躍するのです。今グローバル化になって、子供たちがここで勉強して県外へ行って帰ってきて、ここからまた世界へ向けて勉強が、仕事ができる時代になってきたのですよ。

子供たちが世界人、国際人として将来どういう役割を果たしていくのか、そういう子供たちをどう育てていくのかをベースに考えて、子供たちが聞いてわくわくする、頑張ってみようという気が起きるような、そういう希望をなぜ与えられないのですかね。

規模だけが表に出ていってしまっているような感じが私はしました。今日皆さん質疑をされますけれどもかみ合いません。これから時代が変わっていく中であって、規模のことも大事ですけれども、どういうような学科を導入して、中高一貫とか、国際バカロレアであるとか、あるいはスポーツであるとか、もっといろいろなやり方を富山県で取り入れて、もっと中身の充実した指導というものがあってしるべきではないかと私は思います。所見があったら教育長おっしゃってください。

廣島教育長 叱咤激励ありがとうございます。頂いた御指摘につきましては、しっかりとした目標というものを示すことが大切なのだろうと思います。そこで、今、委員も目にしておられる今日の参考資料、これは先日の総合教育会議に出させていただいた資料ですが、基本目標を3つ書かせていただいております。

先般の総合教育会議では、基本目標は何よりもこの「時代に適応し、未来を拓く人材の育成」だという御指摘がありました。ある委員の方からは、もうこれに尽きるのではないかという意見も頂いたところです。そのほか「学びたい、学んでよかったと思える高校づくり」、「富山ならで

はの教育を通したウェルビーイングの向上」とあります。

この3つの基本目標それぞれに対応した各学科の組合せ、何のためにこの学科をやるのだというような組合せができれば、今ほど米原委員がおっしゃった生徒に示す目標、県高校の教育のビジョンというようなことが、少しは出てくるのではないかなと。様々なタイプの学校もこの基本目標のために置くのだといった整理ができれば、委員御指摘の答えの一部にはなってくるのではないかと、私どもとしてもしっかりと整理させていただければと考えているところです。

米原委員 お言葉を返すつもりはありませんが、私も高齢者でありまして、10年、15年後には私はおりません。ずっとずっと未来のことも言わなければなりませんけれども、今日明日とは言いませんが、せめて目の届くところの皆さんに、ここまで努力すればこうなるなということが近くにあることも、人間としては大事なことです。

長期的なことも結構ありますが、富山県の子供たちがより成長して、富山県がもっともっと発展をして、皆さんが活躍できるような富山県になってもらいたいから申し上げますのであります。そんなこともしっかりと受け止めてぜひ進めてください。

谷村委員 私からは交通安全対策について、横断歩道での車の一時停止について質問させていただきます。

一般社団法人日本自動車連盟、J A Fが行いました信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査の今年度の結果発表が先日ありました。この調査は2016年から毎年行われており、歩行者が渡ろうとした際に一時停止する割合は、富山県は年々上昇し昨年は停止率50%と初めて全国平均を上回ってありました。しかしながら、今年は18.4ポイント下がり31.6%と全国最下位と

残念な結果になっています。ちなみに、全国平均は53%で過去最高となっており、長野県が87%、続いて石川県が80.9%、岐阜県が75.2%と近隣県が上位を占めている状況です。

この数字、本来であればルールということで100%であるのが理想なのですが、近隣県も含めて全国平均がそういう状況であるとまず御承知いただきたいと思います。

県警としてこの結果をどう捉えているのか非常に気になるところです。ドライバーだけではなく歩行者も含めた意識啓発に取り組むべきと考えておりますが、停止率の向上に向けての取組について、高島交通部長にお伺いいたします。

高島交通部長 令和6年11月8日に日本自動車連盟、J A F から公表された信号機のない横断歩道における実態調査において、当県の一時停止率は31.6%であり、全国平均を21.4ポイント下回ったと承知をいたしております。

民間会社による調査ではありますが、県警察としては、交通安全対策を進めていく上で参考になると考えているところです。

県警察では、これまで県や市町村、関係機関、団体と連携を図り、重大事故に直結する歩行者事故を防止するため、横断歩道での交通事故防止対策や各種交通安全対策を推進しております。

横断歩道における具体的な対策といたしましては、ドライバーに対しては横断歩道における一時停止義務の徹底、歩行者に対してはハンドサイン、手を挙げて横断という横断する意思表示の実践を呼びかけてきたところです。

県警察では、交通指導取締り活動を推進するとともに、県や市町村、関係機関・団体との一層の連携強化を図りまして、新たな取組として、1つ目には県や市町村、関係機

関・団体と連携した交通安全マナーアップ向上対策の推進、2つ目には、新規免許取得教習、免許更新時講習、安全運転管理者講習の充実、3つ目には、歩行者優先意識の調査と新たな施策の検討ということを進めて、交通事故防止対策と県民の交通ルールの遵守とマナーの向上に努めてまいりたいと考えているところです。

谷村委員 横断歩道の一時停止ですが、ルールということできっかりと遵守いただくのが一番いいと思うのです。信号無視や一時停止線で一時停止すること、スピード違反といったものは、ドライバーの方々もしっかりと認識していると思うのですが、横断歩道で歩行者がいたときの一時停止はひょっとしたら認識していない方もたくさんおられるのかなと感じておるところです。歩行者がいる信号のない横断歩道で、自分は一時停止したが対向車が一時停止せずにそのまま通行したという経験を、私は何度もしています。そういった意味では、より県民の方々に意識をしていただくような働きかけが必要かなと感じておるところです。

先ほどその対策を3つほどお話しいただきましたので、それをぜひ徹底していただきたい。現在1位である長野県は9年連続全国1位ということで、10年連続1位になるよう来年度の調査に向けて、同じような横断歩道ルール・マナーアッププロジェクトというのを継続的により力を入れてやっていくとの記事が出ていました。県内においても、先ほどおっしゃられた対策を徹底していただければありがたいなと思います。

八嶋委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

八嶋委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承を願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。